

各務原市ウクライナ避難民人道支援給付金支給要綱

(令和4年4月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の日本における生活を支援することを目的として、本市へ避難した者に対し、生活を開始するための一時金として人道支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以後に戦禍を逃れるためにウクライナから出国した者で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ウクライナ国籍を有する者又はこれに準ずる者として市長が認めるもの
- (2) 第4条第1項の規定による申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) この要綱による給付金の支給を受けていない者
- (4) 他の市区町村において、同様の趣旨の給付金等の支給を受けていない者

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき10万円とする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市ウクライナ避難民人道支援給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 支給対象者の旅券又は国籍及び出入国の記録が確認できる書類の写し
- (2) 支給対象者の在留カードの写し

2 前項の規定による申請は、支給対象者又は支給対象者の属する世帯の構成員が行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、令和5年3月31日までに行わなければならない。

(給付金の審査及び支給)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに申請者に通知し、給付金を支給するものとする。

(不支給の通知)

第6条 市長は、前条の規定による審査により、給付金の支給が適当でないと認めた場合は、各務原市ウクライナ避難民人道支援給付金不支給通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により給付金の支給を受けたと認めるときは、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

各務原市ウクライナ避難民人道支援給付金支給申請書

(宛先) 各務原市長

申請者 住 所
氏 名
連 絡 先

各務原市ウクライナ避難民人道支援給付金支給要綱第4条第1項の規定に基づき、次の事項を誓約の上、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

- ・虚偽の申請その他不正な手段により給付金の支給を受けた場合は、返還します。

記

1 支給対象者

氏名	国籍	申請者との関係	生年月日 (西暦)	他の市区町村における同様の趣旨の給付金等の支給を受けた	
				「はい」の場合は、その市区町村名	
				はい・いいえ	

2 支給を受けようとする給付金の額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 支給対象者の旅券又は国籍及び出入国の記録が確認できる書類の写し
- (2) 支給対象者の在留カードの写し

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

各務原市ウクライナ避難民人道支援給付金不支給通知書

様

各務原市長

年 月 日付けで申請のあった各務原市ウクライナ避難民人道支援給付金
について、下記の理由により支給しないこととしましたので通知いたします。

理由：